



法人後見事業

～社会福祉法人も後見人等になれます～

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害によって、物事をひとりで決めることに不安や心配があり、判断する能力が十分でない方が安心して生活ができるように、後見人等が金銭の管理や福祉サービスの契約などのお手伝いを行ってご本人の権利を守る制度です。

後見人等の主な仕事には、次のようなものがあります。

財産管理

- 年金等の収入の管理を行います。
- 公共料金、家賃、税金、保険料等の支払いの管理を行います。
- 預貯金や定期預金等の管理を行います。

身上保護

- 福祉・介護サービスの利用や福祉施設の入所などの契約手続きをします。
- 病院の受診、入退院等に関する手続きをします。
- ご本人への定期的な訪問による見守り等を行います。

❗ できない内容（行為）があります

- 食料品や日用品の買い物のお手伝いや、食事を作ったり、入浴の介助など（直接）介護することはできません。
- 賃貸契約の保証人や入院の際の身元引受人にはなれません。
- 病気の治療や手術、予防接種や臓器提供などの同意は、本人に代わってすることはできません。
- 遺言や結婚、離婚などの意思表示は、本人に代わってすることはできません。

成年後見制度を利用するために後見人等に支払う報酬が発生します。
(※姫路市では助成制度があります)



後見人等には、ご本人の親族や専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士など）だけでなく、社会福祉協議会のような法人が後見人等になれることを法人後見と言います。

法人後見事業の特徴～法人が後見人等になるメリット～

- 被後見人等がまだ若く、後見期間が長くなる場合に、法人が存続する限り継続的な支援が可能です。
- 地域の様々な資源を活用し、つながりを生かした支援ができます。
- 日常生活自立支援事業でつちかった、これまでのノウハウを生かし、法人としてより安全な金銭管理ができます。
- 社会福祉士などの福祉を専門とする経験豊富な職員が、ご本人に適した方法を考えながら支援します。
- 組織的な対応により、安定的なサービスの提供ができると同時に、複数の人が業務に関わることでチェック機能が働き、不正を防ぎます。

? こんなことでお困りではありませんか？

物忘れが増えてきて、
お金の支払いや管理が
難しくなってきたなあ。



高齢になってきたので、
障害のある子どもの将来
の生活が心配だなあ。



母と遠く離れて住んで
いるので、誰か安心できる
人に母の生活の支援を
お願いできないかなあ。



! 相談から支援までの流れ

1 相談

お金の管理や福祉サービスの利用など、
困りごとや不安についてご相談に応じます。



2 支援の検討、決定

ご相談の内容について、社会福祉協議会
が法人後見人等として、生活
を支援できるかを判断しま
す。(受任をするための要件
があります)



3 家庭裁判所へ申立て

社会福祉協議会を後見人等
の候補者にして、家庭裁判
所へ申立てます。



4 活動、支援

社会福祉協議会が後見人等になり、ご本
人の生活を支援します。



相談・問合せ先

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会 総合相談支援課 法人後見担当

〒670-0955

姫路市安田三丁目1番地

姫路市総合福祉会館2階

TEL: 079-280-2224

FAX: 079-262-9001

受付時間: 月~金曜日 8:35 ~ 12:00

13:00 ~ 17:20

(祝日、年末年始を除く)

姫路市総合
福祉会館
2F 総合相談支援課

